

第 1 回霞ヶ浦河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより霞ヶ浦河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上のほうに資料の目録がございまして、その次に議事次第、それから名簿、座席表、そして資料 1 が会議規約の案になってございます。

それから、資料 2 が、これまでの主な経緯という横の表になります。

そして資料 3 が、ホチキスでとめておりますけれども、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（原案）。

資料 4 のほうが、当面の進め方。

その下に参考資料として、資料 1 が河川法の抜粋。

それから、参考資料 2 が、利根川水系河川整備基本方針になります。

参考資料 3 のほうが、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（原案）の概要ということで、お示ししております。

それから、参考資料 4 のほうが、現在までに学識を有する者、関係住民、関係県からいただいた主な御意見。

そして、参考資料 5 のほうが、第 1 回、第 2 回霞ヶ浦有識者会議において学識経験を有する者からいただいた意見ということになってございます。

配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の光成のほうから、御挨拶を申し上げます。

○河川部長

河川部長の光成です。

まずは、会議に入る前に、先般の関東・東北豪雨で大きな被害が出ております。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本日は、先般の洪水による災害対応、また議会对応などで大変お忙しい中、霞ヶ浦河川整備計画関係県会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まずは今回、改めて設置することいたしました本会議の目的であります、会議の設置について、また規約（案）について、お諮りさせていただきます。その後、御了解いただきました規約に基づきまして、以後の会議を公開とし、報道関係者の皆様入室いただきますとともに、別室での中継映像による傍聴を開始した上で、改めて挨拶をさせていただきます、本日の議題であります、これまでの主な経緯、霞ヶ浦河川整備計画（原案）、当面の進め方について、お示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

2. 規約について

○河川調査官

それでは最初に、本日の本会議の規約について、お諮りさせていただきたいと思います。それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○河川環境課長

河川環境課長の伊藤でございます。よろしく願いいたします。

議事次第の2になりますが、規約について、御説明いたします。

右上に資料1とある、A4縦の資料を御用意いただきたいと思います。

規約（案）について、読み上げさせていただきます。

霞ヶ浦河川整備計画関係県会議規約（案）。

（名称）

第1条 本会は、「霞ヶ浦河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。

3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容について見解を述べる。

4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

（情報公開）

第4条 会議は、原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

（規約の改定）

第6条 この規約を改定する必要があると認められたときは、会議で協議する。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

以下は附則でございます。

以上でございます。

○河川調査官

ただいまありました霞ヶ浦河川整備計画関係県会議規約（案）につきまして、御異議等
ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○河川調査官

それでは、異議なしということで、規約につきましては、原案のとおり、（案）を取る
こととさせていただきます。

それでは、御了解いただきました規約に沿って、運営することといたします。

では、報道関係の皆様にご入室いただきますので、このまましばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○河川調査官

改めまして、皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。
す。

先ほど、構成員の皆様と規約について決めました。引き続き、霞ヶ浦河川整備計画関係
県会議の議事を進行したいと思います。

私は本日、司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の高橋で
ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室へ会議の様子を配信いたしま
す。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○河川調査官

では、お願いします。

それでは、映像の配信が開始されましたので、再開させていただきます。

記者発表の際に、会議の公開をお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、本日の御出席者の御紹介をさせていただきます。

まず、茨城県土木部長、渡辺学様。

○茨城県土木部長

渡辺です。よろしくお願いします。

○河川調査官

千葉県県土整備部長の代理で、災害・建設業担当部長、滝浪喜裕様。

○千葉県県土整備部長（代理）

よろしくお願いします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局のほうにまいります。

河川部長の光成でございます。

それから、河川計画課長、出口でございます。

○河川計画課長

出口でございます。よろしくお願いします。

○河川調査官

それから、河川環境課長、伊藤でございます。

○河川環境課長

伊藤でございます。よろしくお願いします。

○河川調査官

それから、河川情報管理官、加邊でございます。

河川管理課長、矢作でございます。

○河川情報管理官

加邊です。よろしくお願いいたします。

○河川管理課長

矢作です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長、津久井でございます。

○水災害予報センター長

津久井です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

霞ヶ浦河川事務所長、白土でございます。

○霞ヶ浦河川事務所長

白土です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それから、霞ヶ浦導水工事事務所長、原でございます。

○霞ヶ浦導水工事事務所長

原です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後に私、河川調査官の高橋でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴に当たっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますように、お願いいたします。

3. 挨拶

○河川調査官

それでは、国土交通省関東地方整備局河川部長の光成より、御挨拶を申し上げます。

○河川部長

河川部長の光成でございます。

本日は、先般の災害への対応、また議会への対応など、大変お忙しい中、第1回霞ヶ浦河川整備計画関係県会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まずは会議に入る前に、先般の関東・東北豪雨では、関東・東北地方を中心に大きな被害が出ております。お亡くなりになった方々への御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

霞ヶ浦の河川整備計画については、平成9年の河川法改正を受けて、平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められ、その後すぐに検討に着手し、既に4回の有識者会議で学識者の方々から、また関係住民や関係市町村の方から、それぞれ計画を策定する上での御意見をいただいているところでございます。その後、平成20年以降、時間が経過してはいますが、これまでの間で、まずは本川利根川と江戸川の計画策定作業を進め、平成25年5月に利根川・江戸川河川整備計画の策定をしております。また、この計画策定に先行し、利根川の基本高水、ハッ場ダム建設事業を、またその後も霞ヶ浦に関係する霞ヶ浦導水事業の検証を実施し、現在に至っております。

皆様御存じのように、霞ヶ浦は湖面積で全国2位を誇る湖でございます。流域とその周辺には、農業や漁業が盛んに行われてきた地域、また筑波研究学園都市や鹿島臨海工業地帯などが立地し、交通網の発達と相まって発展している地域でございます。

また、霞ヶ浦は自然環境にも恵まれており、豊かな水郷景観を有するとともに、さまざまな水利用が行われ、これらの地域の社会、経済、文化の基盤を形成し、治水、利水、環境についての意義は極めて大きいと言えます。

私ども国土交通省関東地方整備局では、霞ヶ浦河川整備計画の策定のための検討を進めることとし、河川法第16条の2第5号に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の作成主体である関東地方整備局と関係県において、これまで以上に相互の立場を理

解しつつ、河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに霞ヶ浦河川整備計画関係県会議を設置することといたしました。

本日は、これまでの主な経緯を御説明した後に、河川整備計画の原案と、当面の進め方について、お示しいたします。皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますけれども、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○河川調査官

それでは、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願ひします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事のほうを進めたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

4. これまでの主な経緯

○河川調査官

それでは、議事次第の4、5、6につきて、説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○河川環境課長

河川環境課長の伊藤でございます。

それでは、説明させていただきます。

まず初めに、議事次第の4、これまでの主な経緯につきて、説明いたします。

A4横の資料2をご覧ください。上から順に、時系列で、これまでの経緯を示したものになります。

平成18年の2月に利根川水系の河川整備基本方針の決定を受けまして、その後の河川整備計画の策定に向けて、利根川水系では流域面積あるいは河川の特性等も異なることから、本支川を大きく六つの区間に分けて、検討に着手しております。

まずは、関東地方整備局長が整備計画を作成するに当たっての、河川法第16条の2、第3項に基づいて、学識経験を有する者の意見を聞く場として、六つの区間を五つのブロックにして有識者会議を設置しております。

霞ヶ浦ブロックでは、平成18年11月、それから12月に霞ヶ浦有識者会議を開催しております。この中で、霞ヶ浦の河川整備計画に記載すべき事項（案）などをお示ししております。その後、霞ヶ浦の河川整備計画に記載すべき事項（案）に関し、関係する住民からの意見聴取を目的に、はがきやメールなどによる意見募集を実施しております。

あわせて潮来市、それから土浦市の会場で公聴会も実施しております。さらに、関係県からの意見として、関係市町村長からの意見もいただいております。お聞きした意見を、利根川水系のブロック合同有識者会議として、平成19年と平成20年の2回にわたり開催し、報告、その後の進め方を御説明しております。

ここで、お配りしている中の参考資料4をご覧ください。参考資料4はA4横になってございます。

こちらが学識経験を有する者、あるいは関係する住民、関係県からの主な意見をまとめたものになります。合同開催となりました第3回の霞ヶ浦有識者会議でもお示した資料をもとに、今回の原案の作成に際して、治水、利水、環境など、カテゴリーごとに並べかえをしたものとなっております。御意見の中には事業の推進を希望するものや、改善を求めるものなどがございました。

なお、全ての御意見とそれに対する河川管理者の見解については、平成20年5月に関東地方整備局のホームページで公開してございます。

本日の卓上にも、これまで4回開催した有識者会議の資料と、ホームページに掲載しました全ての御意見、それに対する河川管理者の見解について、ご覧いただけるようにファイリングしてございます。

資料2をご覧ください。

平成20年以降、時間が経過してございますけれども、これまでの間に、まず本川の利根川と江戸川の整備計画の策定作業を進めて、平成25年5月に利根川・江戸川河川整備計画の策定してございます。この計画策定に先行して、利根川の基本高水の検証、あるいは八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を、またその後も、霞ヶ浦に関係のあります霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討等を、平成26年までに実施しているところでございます。

そして本日、これまでの各種検討やいただいた御意見を踏まえて、霞ヶ浦の河川整備計

画の原案をお示しする運びとなっております。

資料2の説明は以上でございます。

5. 利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（原案）

○河川環境課長

引き続き、議事次第5の霞ヶ浦整備計画（原案）につきまして、御説明いたします。

資料3を御用意いただきたいと思っております。

1枚めくっていただいて、目次構成をご覧いただきながら、原案作成までの経緯について、御説明させていただきます。

先ほど御説明しましたように、既に関係県の皆様方からの御意見をいただくとともに、有識者会議の開催のほか、関係する住民の方への意見募集を行い、さまざまな意見をいただいております。本日お示ししました河川整備計画の原案は、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画に記載すべき事項（案）でお示しした章立てをベースに、いただいた御意見を加味して、具体の施工の場所などを盛り込んでまとめたものでございます。

本日は時間の関係もございまして、ポイントを簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をご覧ください。

第1章は、霞ヶ浦の概要をまとめて記載したものでございます。

飛んで、5ページをご覧ください。5ページの18行目に、治水の沿革。

6ページの30行目からは、過去の主な洪水の記述が並んでございます。

それから8ページの8行目、ここからは利水の沿革が記載されてございます。

9ページ目の12行目ですけれども、河川環境の沿革がございまして。

それから、11ページをご覧ください。ここから第2章になってございますけれども、河川整備の現状と課題を記載してございます。

2. 1には、堤防の整備状況を始め、洪水、津波、高潮などによる災害の発生の防止、または軽減に関する現状と課題をまとめて記載してございます。

12ページをご覧ください。12ページの10行目からでございます。2. 2は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題。

同じく12ページの21行目でございまして、河川環境の整備と保全に関する現状と課題をま

とめて記載してございます。

さらに、15ページをご覧ください。15ページの4行目からは、河川維持管理の現状と課題をまとめて記載してございます。

それから、17ページをご覧ください。17ページの8行目でございます。2. 5としまして、気象変動への対応など、新たな課題をまとめて記載しているものでございます。

続きまして、18ページでございます。3章では、計画対象区間を表でお示するとともに、計画対象期間をおおむね30年とするというような記載をしてございます。

続いて、19ページでございます。19ページは4章で、河川整備計画の目標に関する事項をお示しております。2行目からは、整備計画全体を通しての目標を記載してございます。

17行目では、4. 1、洪水、津波、高潮などによる災害の発生の防止、または軽減に関する目標を記載してございます。

21行目では、洪水に対して出島地点及び白浜地点において、戦後最大洪水である平成3年10月洪水と同規模の洪水が発生しても、災害の発生の防止、または軽減を図るとして、20ページの表4-1におきましては、堤防整備のもととなる主要な地点における計画高水位を記載している表をつけてございます。

20ページの3行目には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を記載してございます。

10行目には、河川環境の整備と保全に関する目標を記載してございます。

21ページをご覧ください。

第5章として、河川整備の実施に関する事項として、実施に関する事項の概要に加えて、各事項の具体的な整備メニューの施工場所を記載してございます。

ここでは、関係県の皆様方より、河川整備の実施に関する事項に多くの意見をいただいておりますので、関連する意見も御紹介しながら御説明させていただきます。

21ページの16行目でございます。洪水、津波、高潮などによる災害の発生の防止、または軽減に関する事項には、洪水や津波、高潮などに対する施工の場所等を記載してございます。18行目に、洪水等を安全に流下させるための対策として、堤防整備を記載してございます。堤防整備に係る施工の場所を表に記載してございます。

25行目以降に、波浪対策を記載してございます。波浪対策については、早期整備の実現についての御意見をいただいているところでございます。

次に、22ページでございます。浸透対策、地震、津波遡上対策で、次の23ページには、内水対策。それから減災、危機管理対策について、それぞれ記載してございます。

23ページの24行目からは、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項を記載しております。

24ページをご覧ください。5. 1. 3として、河川環境の整備と保全に関する事項、施工の場所などを記載してございます。(1)の水質改善対策については、13行目から具体メニューとして、1)霞ヶ浦導水を記載しております。霞ヶ浦導水については、諸元に加え、19行目からは、整備に当たっての配慮事項を記載してございます。また、御意見として、事業推進を望むというものがございました。

25ページ目の2行目でございます。湖内対策を記載してございます。湖内対策による水質改善については、底泥浚渫の推進などについて、御意見をいただいているところでございます。

10行目でございます。自然環境の保全と再生。27行目からは、人と河川との豊かな触れ合いの確保に関する整備を記載してございます。自然環境の保全と再生については、保全再生事業の推進などについて、御意見をいただいております。

それから、26ページの9行目でございます。5. 2として河川の維持の目的、種類及び施行の場所を、それぞれ事項ごとに記載してございます。

同じく22行目でございますけれども、洪水、津波、高潮などによる災害の発生の防止、または軽減に関する事項として、洪水、津波、高潮などに関する河川の維持について、記載してございます。内容の詳細は時間の関係で割愛させていただきますけれども、私どもが管理している堤防あるいは河道、施設の維持管理を始め、許可工作物への対応や不法行為に対する対応、基礎的な調査研究や地域における防災力の向上に関する取り組みを記載しているところでございます。

少しページを飛んでいただいて、38ページをご覧ください。

38ページの9行目からは、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について、記載しております。続いて同じページ、20行目以降には、河川環境の整備と保全に関する事項について、それぞれ河川の維持に関する内容について、記載してございます。

24行目は、水質の保全を記載してございます。いただいております御意見の、アオコ対策について、35行目以降に記載しているところでございます。

41ページをご覧ください。第6章でございます。その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項を記載してございます。

こちらは、例えば6. 1、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、あるいは6. 2として、地域住民、関係機関との連携・協働など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について、記載しているところでございます。

また、42ページには、計画対象区間を示した図面をつけてございます。

以降の本文の最後の資料でございますけれども、こちらには附図として計画諸元など、図面等をつけてございます。

資料3についての説明は、以上でございます。

6. 当面の進め方について

○河川環境課長

引き続き、議事次第6の当面の進め方について、御説明いたします。

資料4、A4縦の資料をお手元に御用意ください。

まず、本日の会議でお示しさせていただきました、霞ヶ浦河川整備計画の原案について、御意見をいただきたいと考えてございます。

二つ目の四角のところでございますけれども、来週10月6日に第5回の霞ヶ浦有識者会議を開催し、意見を伺う予定でございます。

それから、三つ目の四角でございますけれども、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を、10月上旬から11月上旬まで行う予定でございます。

四つ目の四角でございますけれども、公聴会について、記載してございます。

その中の一つ目でございます。公聴会における公述人の募集を行います。公述対象者は茨城県、千葉県に在住の方を対象として、10月上旬に募集を開始する予定でございます。

二つ目に、公聴会の概要を示してございます。開催日につきましては、11月上旬に茨城県土浦市、それから千葉県香取市の、二つの会場を予定してございます。

資料4の当面の進め方については、以上でございます。

長くなりましたけれども、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意した資料につきましては、以上になります。

それでは、ただいまお示ししました内容につきまして、何かございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、所属とお名前の後に御発言いただければと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

茨城県さん、お願ひします。

○茨城県土木部長

茨城県土木部長の渡辺でございます。

ただいま御説明いただきました河川整備計画の原案につきましては、詳細については、また持ち帰らせていただいて、確認の上、後日回答させていただければと思います。

その上で、せっかくの機会なので、何点か申し上げさせていただければと思います。

まず最初は、洪水、津波、高潮対策についてです。今の資料3で言いますと、21から23ページでございます。

まず霞ヶ浦の堤防について、まだ堤防がない無堤地区が2カ所、残っております。さらには、東日本大震災で広域地盤沈下が起きたことによって、堤防高に不足が生じている区間が約47キロあるということですので、当該箇所の、ぜひ早期の整備をお願いしたいと思います。

それから、霞ヶ浦では台風等による強風で波浪被害がよく発生してございます。それに対しましては離岸堤等での対策を一部区間で実施していただいておりますが、まだ必要な区間の中で未実施の区間も多く残っておりますので、河川整備計画に記載された波浪対策についても、一刻も早い完成をお願いしたいと思います。

それから水門だとか排水機場だとか、樋門・樋管等の許可工作物も相当数ございます。これらの設備については相当の老朽化が進んでおりますので、長寿命化対策を含めた適切な維持管理をやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それが1点目です。

それから2点目については、河川環境についてです。霞ヶ浦は、先ほど御説明もありましたけれども、一つは水道だとか工業用水だとか農業用水の水源としての役割があります。それからウォータースポーツを初めとした多様な水際利用がなされていることで、非常に河川環境というのが重要でございます。

今の御説明のあった24ページから26ページに、河川環境の整備と保全というところがご

ございますけれども、ここにつきまして、今現在の霞ヶ浦の水質改善対策については、湖内のCODについては近年改善傾向にはあるものの、依然として環境基準だとか、それから霞ヶ浦の湖沼水質保全計画の長期ビジョンの数値とはまだまだ隔たりがあるということでございますので、当面、泳げる霞ヶ浦の目標も立てておりますので、ぜひその達成に向けて、流域の負荷軽減対策、湖内対策も一層取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

さらに、平成23年夏に見られたような、アオコの大量発生が非常に深刻でございます。非常な悪臭被害という点でも深刻でございますので、霞ヶ浦及び北浦の水質改善対策については、ぜひ効果検証もしっかり行いながら、本格的な対策を早急に実施いただきますよう、よろしくをお願いします。

それから3点目が、24ページの霞ヶ浦導水の事業についてでございます。

茨城県にとりましては霞ヶ浦や千波湖の水質浄化、それから濁水対策、新規都市用水の確保の観点で、霞ヶ浦導水事業は本当に必要不可欠な事業というふうに認識してございます。そのために、一刻も早い工事再開と、工期を短縮していただいて、一日でも早い事業の完了を目指して取り組んでいただきたいと思いますし、その際には最大限のコスト縮減についても努めていただければと思います。

また、運用に当たっては、いろいろ関連する調査などを継続的に実施していただいて、必要な場合は環境保全措置を講じるなど、適切な対応を行っていただきたいと思います。また、関係者の理解を得られるように、より一層の丁寧な説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後に、当面の進め方についてでございます。資料4のほうですけれども、今後は河川整備計画の原案の意見募集や有識者会議、公聴会が行われるという御説明がありましたけれども、前回の有識者会議や地元市町村への説明から7年以上経過していることもあり、ぜひ地元市町村等と丁寧に合意形成を図っていただくとともに、河川整備計画の早期策定をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

では、千葉県さん。

○千葉県県土整備部長（代理）

千葉県県土整備部災害・建設業担当部長の滝浪でございます。

まず、今の整備計画に千葉県として期待する内容としましては、やはり霞ヶ浦の水質浄化ということになります。その中で本川利根川に合流して以降の水質改善、あるいは生物の生息環境に大きく影響を及ぼすという中で、千葉県が期待するところでありますけれども、区域は外れるのはわかっているんですけども、この中にそういった本川に対する水質浄化の効果を書き込んでいただけると、千葉県がなぜここにいるかという意義が理解しやすいということで、もしそういった書き込みが可能であったらお願いしたいと思います。

同じく、早期に霞ヶ浦導水事業の完成をお願いしたいということ、要望としてお願いしたいと思います。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、両県からいただいた御発言に対しまして、整備局のほうからコメントさせていただきます。全部にお答えできるわけではないと思いますが、ポイントだけ御説明させていただきます。

まず1点目、治水対策につきまして、早期実施ということで御発言いただいたかと思えます。原案の21ページにも記載してございますけれども、無堤地区、そういったところを初めとした堤防の整備の推進ということに加えて、霞ヶ浦の堤防にとって特徴的な課題である波浪対策、そういった対策につきましても引き続き、計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

それから、許可工作物の老朽化についても御意見をいただいたところでございますけれども、そちらにつきましては平成25年に河川法の改正が一部ございまして、河川管理施設はもちろんなんですけれども、許可工作物、そういったものにつきましても良好な状態を保つように維持、それから修繕、それをもって公共の安全が保持されるように努めなければならぬと位置づけられたところでございますので、原案の33ページに記載してございますけれども、我々といたしましても、許可工作物につきまして適切に指導、そういったことを通じて、先ほど言ったような趣旨が達成できるように頑張っていきたいというふう

に考えてございます。

それから2点目で、水質、そういったものの環境改善、それから効果検証についての御意見をいただきました。

水質改善に関しましては、原案の24ページに記載してございますが、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づく流域対策との連携を図りながら、引き続き対策を進めてまいりたいと考えてございます。

それから千葉県さんのほうで対象外ということですが、本川の効果というお話もありましたが、整備計画としては今の対象区間にしておりますので、記載することにつきましては検討させていただきますけれども、我々としては本川も視野に入れながら事業についてはいろいろとやっていきたいと思っておりますので、その辺で御了解をいただければと考えてございます。

それから3点目、霞ヶ浦導水事業につきましては、早期実施ですとか早期の効果発現という御意見をいただいたところでございますが、改めて簡単に経緯について説明させていただきますと、平成22年9月28日付で、国土交通大臣のほうから関東地方整備局長に対しまして、ダム事業の検証に係る検討を行うように指示がございました。同じく同日付で、国土交通省の河川局が定めました検証要領細目に基づきまして、検証に係る検討を行ってまいりました。

この事業につきましては水質の浄化、それから新規の利水、そして流水の正常な機能の維持という三つの目的を有してございますけれども、その検討では、それぞれ三つの目的別に河川整備計画相当の目標の設定を行いまして、複数の対策案の検討を概略評価、コストなどの評価軸ごとの評価、そして目的別の総合評価を行ってまいりました。

その上で、検証対象ダムの総合的な評価を行いまして、結果といたしましては、最も優位なのは現計画である霞ヶ浦導水事業案であるとされまして、平成26年8月25日に国土交通省の対応方針といたしまして、継続するということが妥当であるとの判断がなされたところでございます。

それから、検証に係る検討に当たりましては、関係地方公共団体から成る検討の場というものを設置するとともに、河川法第16条の2、いわゆる河川整備計画に関する規定でございまして、そちらに準じまして、学識経験を有する者、それから関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞いた後に、関東地方整備局事業評価監視委員会で審議を行ったという経緯でございます。

霞ヶ浦の河川整備計画の策定に当たりましては、導水事業の検証結果を踏まえつつ、河川法に定められた必要な手続を経て策定することとしております。

それから最後に、当面の進め方につきましては、市町村の皆様と日ごろよりさまざまな形でコミュニケーションをとらせていただいているところですが、今後、正式に、河川法第16条の2第5項に基づきまして、関係知事の御意見をいただく形になっておりますので、市町村への意見の聞き方、時期につきましては、また改めて皆様にお示ししたいと考えているところでございます。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思っております。

そのほか、追加で何か御意見等ございましたら。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

7. 閉会

○河川調査官

それでは、貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、霞ヶ浦河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

— 了 —